

○三条市中規模小売店舗出店要綱

平成17年5月1日

告示第85号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中規模小売店舗の事業活動に関する情報を収集するため、中規模小売店舗の新設及び変更の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗面積 小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。
- (2) 中規模小売店舗 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものをいう。

(出店の届出)

第3条 中規模小売店舗を新設しようとする者は、当該中規模小売店舗の営業を開始する日までに次に掲げる事項について中規模小売店舗新設届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 中規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 中規模小売店舗を設置する者及び当該中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 中規模小売店舗における店舗面積の合計
- (4) 中規模小売店舗において小売業を営む者が主として販売する物品
- (5) 中規模小売店舗の営業を開始する日

(変更の届出)

第4条 前条の規定による届出があった中規模小売店舗について、同条第1号から第4号までに掲げる事項に変更があったときは、当該届出をした者は、中規模小売店舗変更届出書（様式第2号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、前条第3号に掲げる店舗面積の合計に変更（変更後の店舗面積の合計が500平方メートル以下となり、又は1,000平方メートルを超えることとなる変更を除く。）があった場合において、変更後の店舗面積の合計が変更前の同条又はこの条の規定により届け出た店舗面積の合計に比して、100平方メートル未満の変更であるときは、この限りでない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の三条市中規模小売店舗出店要綱（平成15年三条市告示第42号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(あて先)三条市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

中規模小売店舗新設届出書

三条市中規模小売店舗出店要綱第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 中規模小売店舗を設置する者及び当該中規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 3 中規模小売店舗における店舗面積の合計
- 4 中規模小売店舗において小売業を営む者が主として販売する物品
- 5 中規模小売店舗の営業を開始する日

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

(あて先)三条市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

中規模小売店舗変更届出書

三条市中規模小売店舗出店要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 中規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項  
(変更前)  
(変更後)
- 3 変更の年月日

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)